

議案第72号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年6月5日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中20の項を削り、21の項を20の項とし、22の項から76の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。